

特集《農林水産分野における知的財産》

農林水産分野における侵害事例と権利行使の支援



独立行政法人種苗管理センター 田平 雅人*

はじめに

農林水産分野における知的財産権の一つである育成者権の権利行使については、他の知的財産権には見られないいくつかの特徴があります。この点をよく理解しておくことは今後の権利行使の面で重要です。ここではこれまで品種保護Gメンが係わった育成者権侵害に関する侵害事例からその特徴をいくつか明らかにするとともに、品種保護Gメンの権利行使支援活動についてもご紹介します。

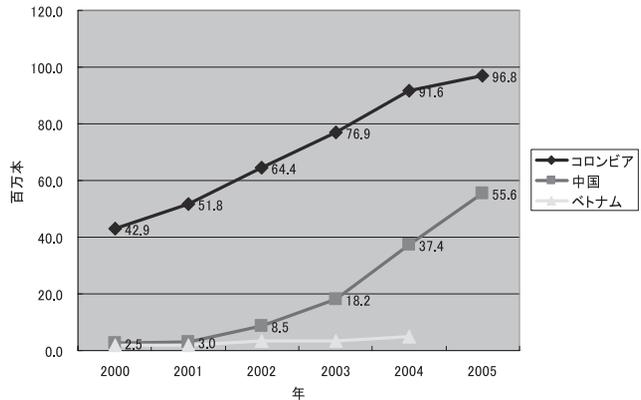


図1 カーネーションの国別輸入量の推移

カーネーション切花の侵害事例

5月の母の日が近づくと大量のカーネーションが花屋さんの店頭に並びますが、その多くはコロンビア、中国から輸入されたものです。輸入量のグラフを見ると（図1参照）、近年中国からの輸入が急増している状況がわかります。その中国からのカーネーションの中に育成者権侵害品が含まれていると言われていいます。カーネーションの育成者権者は、中国国内での無断栽培品が日本に輸入されるのを阻止するために独自の方法で対処しています。輸入されてくるカーネーション切花はそのままでは侵害品なのか正規品なのか見分けがつかず、許諾を受けて栽培したものが正規品であり、無断で栽培したものが侵害品です。そこでカーネーションの育成者権者が考案した方法が「輸出許可証システム」です。中国の生産者や輸出業者に、正規品を日本に輸出する場合にはEACステッカー（図2参照 Export Approval Certificate）を貼ることを求め、ステッカーが貼付されたものは正規品、そうでないものは無断増殖疑義品と目で見ただけで判断できるような環境を整備し、監視できるようにしました。



図2 EAC ステッカーの例

しかし、こうした措置だけでは中国からの無断栽培品の輸入はなくなりませんでした。このため独立行政法人種苗管理センターの品種保護Gメンが育成者権行使を支援するために従来から行っていた「相談窓口の設置」と「品種類似性試験」に加えて、平成18年4月から新たに「侵害状況記録の作成」と「種苗等の寄託」を始めました。この制度を利用することで育成者権者は民事及び刑事裁判を見据えて相手側と交渉をやりやすくすることができるようになりました。実際には次のように対応していきます（図3参照）。中国

* 独立行政法人種苗管理センター 業務調整部品種保護対策課長

からの輸入状況を事前に十分把握した上で、花卉卸売市場に品物がある深夜に市場のバックヤードで権利者と品種保護GメンがEACステッカーの貼られていない侵害疑義物品を探します。侵害品と思われるものが発見されると、それを権利者が購入して中身が侵害の疑いの強い物品であることを確認します。品種保護Gメンには特別な権限がありませんので押収はできません。育成者権者にとっては我が子同然の品種ですから一目見ればそれが自分の登録品種であることがわかります。

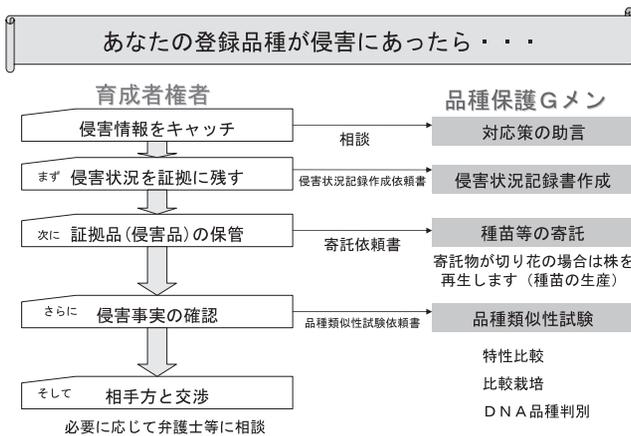


図3 侵害対応のフロー図

次に、購入した侵害疑義物品をその現場で品種保護Gメンが第三者として預かり、封印して種苗管理センターの農場に送り、そこで厳重に保管します。一方、品種保護Gメンはその現場で知り得たことを文書化し侵害状況記録書を作成します。ここまでの対応であれば、公証人に依頼することも可能ですが、以後の作業は品種保護Gメンでなければ対応ができないと思われます。寄託された侵害疑義物品が切り花であった場合、冷蔵庫等で2～3週間は保管できるとしても次第に枯れてしまいます。そこで品種保護Gメンは、可能な場合挿し木という方法を用いて植物体(証拠品)の維持を行います(図4参照)。実際、この事例でも挿し木による侵害疑義物品の保管を行いました。

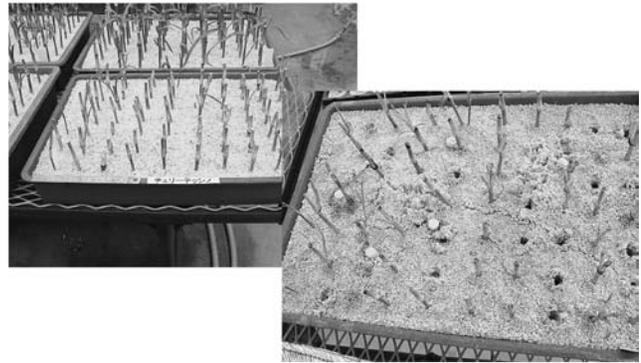


図4 切花からの植物体の再生

次に育成者権者が行うべきことは侵害事実の確認です。証拠品として保管しているものが確かに侵害品なのかどうかを確認する必要があります。そのため品種保護Gメンは育成者権者等からの依頼により「品種類似性試験」を実施します(図5参照)。侵害疑義品と正規品(登録品種)の特性調査(花の色、葉の形、大きさ等の植物の特性を調査すること)を行います。これは種苗管理センターがこれまで長年培ってきた新品種の登録のための栽培試験のノウハウを利用して行います。品種類似性試験には、「特性比較」、「比較栽培」、「DNA分析」の3種類があります。「特性比較」とは、侵害現場で入手した侵害疑義品と育成者権者から提出された正規品の形態的特性を比較します。調査結果は比較的短期間で報告できますが、育成者権者側の満足できる結果ではない場合があります。というのは、例えば侵害疑義品は海外で栽培されたもの、正規品は日本国内で栽培されたものであり、栽培環境も栽培技術も違った状況で生育したものです。たとえ同じ品種であったとしても形態的特性が違ってくることが予想されます。そこで、次の段階として「比較栽培」が必要になります。これは両者を同じ条件で一定期間栽培してその形態的特性を調査比較するものです。「比較栽培」を行えば、両者の類似性を確実に判定することができます。ただし、時間がかかるという欠点があります。短期間で結果がほしいとなれば、最近新しい品種識別技術としての「DNA分析」が注目されています。この方法を使えば数日で両者が同じ品種かどうかの判定が可能です。しかし、まだ研究開発段階のものが多く、分析できる種類や品種数は限られています。現在種苗管理センターで分析サービスを行っている種類は、いちご、イグサ、おうとう(サクランボ)、茶、白いんげんまめです。今後拡充していく予定です。

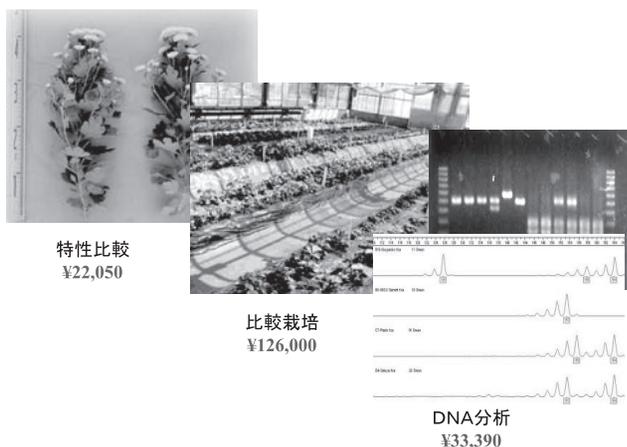


図5 品種類似性試験

このカーネーションの事例では、「特性比較」だけでは確実な判定ができませんでしたので「比較栽培」も実施しました。権利者側は比較栽培期間中に相手側と交渉を開始し、試験結果が出る前に両者間で示談が成立しました。その後、当該輸入業者による輸入は止まったものの、他の輸入業者による無断栽培の切花の輸入が続いています。昨年の5月には別の花卉卸売市場で二度目の侵害状況記録と種苗の寄託を行いました。現在比較栽培試験が実施中で、今後の対応策を検討中です。知的財産権を守るためにはこうした活動をねばり強く続けていくことが必要でしょう。

愛知県のキク侵害事例

次に、育成者権侵害で刑事告発にまで発展した事例です。近年では農家の方々にも知的財産権の重要性や許諾料負担の必要性についての認識が深まっているので、こうした事例は今後少なくなっていくと思われます。登録品種を無断で栽培し続ける農家に対して育成者権者は繰り返し交渉を行いましたが、改善が見られなかったようです。当時（平成17年）は品種保護Gメンの侵害状況記録や種苗等の寄託という制度がなかったため、育成者権者自らが侵害品（切り花等）を入手し挿し木を行い種苗を生産しました。生産された種苗が間違いなく入手したもの（侵害品）であることを担保するため、育苗作業の段階毎に第三者である品種保護Gメンが立ち会い、確認しながら種苗の生産を行いました。生産された種苗を用いて品種保護Gメンが「品種類似性試験（比較栽培）」を行いました。ほぼ一年後、育成者権者は両品種が類似しているという報告書を持って警察に刑事告訴を行い受理されました。本件については、刑事罰（罰金）が確定しました

が、捜査の過程で種苗管理センターは品種類似性試験を実施し、両品種がきわめて類似しているという結果を報告しております。このため、私たちは、同試験の結果が刑事事件の証拠の一つとしてその解決に役立ったのではないかと考えております。育成者権侵害を刑事告訴する時には何らかの確実な証拠（例えば品種類似性試験の報告書）を添えて行うことも重要と考えます。また、品種類似性試験（比較栽培）は、切花からの苗の再生も含めると一年以上の時間がかかります。証拠を準備するための時間を考慮に入れると侵害を発見した場合すぐに行動を起こす必要があることもわかります。

おうとうの侵害事例

山形県が育成したおうとう品種「紅秀峰」がオーストラリアに無断で持ち出された事件です。新聞等でも大きく取り上げられたのでご存じの方も多いでしょう。この品種は発表当初、山形県はこの品種を県の特産品とするため県内農家のみに栽培を限定していました。

日本に視察に来ていたオーストラリア人にある農家が穂木を渡したのが事の始まりです。種苗法では原則として農家の自家増殖には育成者権の権利が及ばないこととなっていますが、増殖した種苗を他の人に譲渡することは育成者権の侵害に当たりますし、不正に譲渡された穂木を海外に無断で持ち出す行為も育成者権侵害に当たります。持ち出した穂木が違法なものであることを知らずにオーストラリア人は栽培し、果実のサクランボを日本に輸出しようと計画しました。そのことが平成17年6月にある雑誌の記事となりました。驚いたのは山形県です。県内限定のはずの「紅秀峰」がオーストラリアで大規模に栽培されており果実が日本に輸入されようとしているのです。山形県は対抗処置について品種保護Gメンに相談するとともに迅速な行動を取りました。平成17年7月山形県は品種保護Gメンに立ち会いを求めて、農家の事情聴取を行いました。侵害行為を確信した山形県は平成17年11月にオーストラリア人を刑事告訴しました。さらに果実の我が国への輸入を阻止するために税関に輸入差止め申し立てを平成17年12月に行いました。輸入差止めに関して侵害疑義物品が発見され認定手続きとなった場合、種苗管理センターはDNA分析で税関と協力する体制を整えました。その後、種苗管理センターでは、数回「紅秀峰」の侵害品が日本に輸入されると

の情報を受けてDNA分析体制を整えて待機しましたが、幸いにも輸入の実例はありませんでした。山形県とオーストラリア人との間で交渉が続けられた結果、平成19年7月に和解が成立し、当該品種の登録期間が終了した後3年間は日本に果実を輸入しないことで合意し、刑事告訴が取り下げられました。

この事例からも育成者権侵害の特徴が見えてきます。まず、植物品種は誰でも簡単に増殖できるという点です。この事件の発端は、農家が自分で増殖した穂木を渡したことにありました。草花類であればもっと簡単に増殖することができます。こうしたことを未然に防止するためには品種の利用者にきちんと許諾の内容を理解してもらっておくことが必要でしょう。万一、無断で持ち出された時のために品種登録を日本だけでなく栽培が予想される外国にも出願しておくことも考えられます。

以上、他の知的財産権に見られない特徴のいくつかを事例紹介という形で述べてきました。まとめてみますと、育成者権侵害の場合、

- ①植物は誰でも簡単に増殖できる。
- ②植物は同じ品種であっても栽培環境で特性が変化する場合がある。
- ③証拠品がそのままでは保管できない場合がある。
- ④侵害事実の証明には技術と時間がかかる。

という特徴があります。ご理解していただけでしょうか。

この特徴を踏まえた上で育成者権の権利行使を行っていくことが重要と考えます。品種保護Gメンは権利行使のための支援活動として、これまで「相談窓口」の開設、「侵害状況記録の作成」、「種苗等の寄託」及び「品種類似性試験」というサービスを提供してきましたが、実は世界的に見ても我が国のような「品種保護Gメン」の仕組みはありません。日本独自のシステムです。一般的には「知的財産権は自分で守る」のが原則ですが、我が国の育成者権者の場合少し事情が違います。権利者の多くは個人の育成者や中小の種苗会社です。そうした人々は一般的に法律的な知識が限られていたり権利行使のための民事裁判や刑事裁判の経験がありません。権利行使ができずあきらめてしまう事例が多くなると権利取得の意味も失われ、品種登録制度の目的の達成も危うくなりかねません。得られ

た権利がきちんと守られる環境を整えることが品種登録制度ひいては知的財産権制度全体を守り発展させることにつながると考えています。

このように述べてくると、品種保護Gメンは権利者の権利行使のみを支援するように思われますが、品種保護Gメンの支援活動は中立の立場で行います。権利者からの相談と同様、権利侵害をしていると警告を受けた方からの相談にも中立の立場でアドバイスを行うこととしています。あくまでも権利を守るのは権利者自身です。品種保護Gメンは権利行使を支援する第三者的立場での活動が原則です（図6は勢揃いした品種保護Gメン）



図6 勢揃いした品種保護Gメン 2007年9月

また、品種保護Gメンのもう一つの活動として、育成者権侵害等の未然防止を図る観点から普及啓発のための講演活動にも力を入れています。全国どこへでも依頼があればパソコンとプロジェクターを抱えて講演に行く用意があります。是非、ご利用ください。

以上、育成者権侵害の特徴と品種保護Gメンの支援活動について説明してきました。品種保護Gメンが発足してまだ四年目です。これまで多くの方々からのアドバイスを受けながら色々な支援のための仕組みを作り出して来ました。昨年度は、品種保護Gメンの資質向上を目的に品種保護Gメンの資格要件を定め、栽培試験等の一定の経験がある者を対象に行う研修の受講と資格試験への合格を品種保護Gメンの要件としました。これからも日々研鑽を積みながら育成者権の権利行使を支援するために中立の立場で活動していくこととしています。皆様方のご協力とご助言をお願いします。

(原稿受領 2008.8.11)